

領事のお仕事



大泉 勝裕 (おおいずみ かつひろ)

前・在シドニー日本国総領事館領事

1972年上川郡東川町生まれ。95年北海道開発局入局、国土交通省港湾局総務課危機管理室、国土交通省北海道局総務課などを経て、2012年4月外務省在シドニー日本国総領事館領事、15年4月から国土交通省北海道開発局開発連携推進課調査専門官。

はじめに

私は、2012年4月から3年間、オーストラリア連邦のニュー・サウス・ウェールズ州¹⁾の州都シドニー²⁾にある在シドニー総領事館で領事担当官及び査証官として働く機会を頂きました。本稿では、オーストラリアでの私の実体験を交えつつ領事担当官の仕事についてご紹介したい。

オーストラリア

東京から南に約5,400km³⁾に位置するオーストラリア大陸（東京からシドニーまでは約7,800km）は、単一国家によって統治されている世界唯一の大陸である。大陸の南北の距離は約3,700km、東西の距離は約4,000km⁴⁾に及ぶ。面積は約769万平方km⁵⁾、アラスカを除く北アメリカ大陸と同程度である。シドニーから成田に向かう機内で、離陸から4時間ほど経ってもなお大陸の上空を飛んでいることに気づいた時、改めてその大きさを実感した。そんな広大な大陸ではあるが、人口は約2,358万人⁶⁾。国土の大部分は高温・乾燥地帯で人が住めるような環境ではなく、総人口の85%以上が肥沃な沿岸地域に集中している。首都キャンベラを除けば主要都市はすべて沿岸地域に位置する。

オーストラリアの在外公館

オーストラリアには、首都キャンベラに大使館、主要都市であるシドニー、メルボルン、ブリスベン及びパースに総領事館、ケアンズに領事事務所（在ブリスベン総領事館に属する）の5つの在外公館（大使館及び総領事館）が設置されている。大使館は、基本的に



各国の首都におかれ、その国に対し日本を代表するもので、相手国政府との交渉や連絡、政治・経済その他の情報の収集・分析、日本についての広報文化活動などを行う。また、邦人の生命・財産を保護することも重要な任務である。総領事館は、世界の主要な都市に置かれ、その地方の在留邦人の保護、通商問題の処理、政治・経済その他の情報の収集・広報文化活動などを行う。

今や、海外に在留する邦人数は125万8,263人⁷⁾、そのうち、オーストラリアの在留邦人数は8万1,981人で、アメリカ(41万2,639人)、中国(13万5,078人)に次いで第3位である。また、シドニー総領事館の管轄地域(ニュー・サウス・ウェールズ州及び北部準州)に在留する邦人数は3万832人で、在外公館別で第10位である。

領事の業務

領事担当官の仕事は大きく分けると、①管轄地域に滞在している日本人の安全確保に係る業務、②同じくその地域に滞在している日本人の戸籍、国籍、旅券、各種証明、国政選挙等に必要な手続き、③外国人(日本人以外)に対する査証発給手続きに分かれる。

① 邦人援護

安全確保といってもその内容は様々で、大きな事故や災害が発生した時の邦人被害者の救護、安否確認、被害者の家族への連絡や来訪・帰国の支援だけでなく、管轄地域の警察や病院から経済的あるいは健康上の理由で支援が必要となった日本人を保護したとの連絡があれば、電話または現場に駆けつけ事情を把握し、必要な連絡や支援を行う。テロ情報の収集や災害時に州政府が行う被災者対応の発表をいち早く在留邦人に

伝え、そのための在留届⁸⁾や緊急メールの整備を行う。2014年12月15日(月)、まさにいざというときの備えがいかに大切であるかを痛感させられた事件が発生した。

シドニーのビジネスの中心街であるマーティンプレイスにあるスイスのプレミアムチョコレートブランドとして有名なリンツカフェで、散弾銃を持った男が店員や客を人質に取った立てこもり事件が発生した。総領事館は、その事件を認知後、直ちに州警察への事実確認及び日本人の人質の有無を照会すると同時に、現場付近に在留する邦人や日系企業への安否確認を実施した。現場付近は、事件発生後、数時間のうちに立ち入り禁止措置がとられた。総領事館は、現地対策本部を立ち上げ、様々なルートでの情報収集、マスコミ対応、在留邦人に緊急一斉通報⁹⁾として付近に近寄らないよう注意喚起や、現場付近の道路封鎖状況についてメールを発信した。立てこもり事件は、発生から約17時間たった16日未明、容疑者の発砲を機に武装した警官が現場に突入、容疑者を射殺して終結したが、2人の人質の命が犠牲となった。2015年1月、政府は、本事件はイスラム国の影響を受けたローンウルフ¹⁰⁾による「テロ行為事件」と認定した。その後の政府の発表によれば、事件で死亡した2名の人質の内、1名に関しては治安当局が突入を行った際に、当局による発砲で死亡していたことが判明した。

在留邦人の在留届情報の適時更新や日系企業調査¹¹⁾といった毎年積み重ねてきた実務のお陰で、速やかに緊急一斉通報や関係者の安否確認を実施することができた。本事件では邦人の人質はいなかったが、事件現場となったカフェは観光客が立ち寄る有名店であったことから、邦人が巻き込まれる可能性は十分にあったと考える。事件後、テロが他国での出来事ではなく、どこの国でも起こり得るものなのだと誰もが認識した。そして、いざという時への備え、例えば、在留邦人のコミュニティーの中でも、緊急一斉通報がきちんと届くように、たびレジ¹²⁾や在留届を提出しようといった雰囲気が醸成されていった。



総領事館からの絶景

近年、増加傾向にあるのが日本にいるご両親からシドニー在住のご子息と連絡が取れないので、安否を確認したいという問合せである。まず、どのくらいの期間どのような形で音信不通なのか確認すると、LINEで3日間連絡がつかない、1週間電話に出ない、フェイスブックが更新されなくなったなど様々である。総領事館としては、持ち得る情報を駆使して安否確認のため、電話やメールをするだけでなく、時には直接住まいまで出向き、安否を確認する場合もある。私が在任中には、これらの安否確認は全て皆さん無事であった。音信不通になる理由は、パソコンや携帯電話の故障、テスト期間中だったので携帯等をチェックしていなかった、単純に返信することを忘れていたというものが大半であった。遠く離れたご両親にとっては、海外に住むご子息との音信不通状態は相当のストレスであるとともに、ネガティブな思考へと陥りがちになる。領事担当官は、万に一つの最悪の事態も想定してこれらの問合せに対応する。そして、ご両親からの安堵の一言が聞ければ本望である。

② 渉外戸籍¹³⁾、旅券事務など

シドニー総領事館では、戸籍・国籍関係の届出は年間1,000件程度、パスポート申請は約2,000件、年金受給者の現況確認のための在留証明やオーストラリアの滞在査証申請に必要となる警察証明(犯罪経歴証明)も相当数の発給となり、その業務量は膨大である。国外で受け付ける戸籍関係の届出を渉外戸籍事件と呼ぶが、国内における手続きよりも難しくなる。

例えば、出生届。例年シドニー総領事館で受理する出生届は300件を超える。この数字は、管轄地域の病院で生まれ日本国籍を取得した赤ちゃんの数であり、当地の在留邦人が一時帰国して日本で出産した赤ちゃんの数は含まない。

海外で日本人を父又は母とする子が出生し、日本国籍を取得するときは、出生の日を含めて3カ月以内に在外公館の長か本籍地の長に出生届をしなければならない(日本国内で出生した場合は、出生の日を含めて

14日以内に届出をしなければならない)。出生により外国の国籍も取得する場合(例えばオーストラリアの場合、両親の一方がオーストラリア国籍者又は永住権を有する場合、子はオーストラリアの国籍を取得する)は、3カ月以内に出生届とともに、日本国籍を留保¹⁴⁾する意志を表示(具体的には出生届の「日本国籍を留保する」欄に届出人が記名押印)しなければ、出生のときに遡って日本国籍を失うことになる。一般には馴染みのない内容であるが、国際結婚をされた日本人は、配偶者の国の国籍法に留意し、子が日本の国籍だけでなく、配偶者の国の国籍を取得するのかが確認する必要があるため、窓口や電話による問合せに対しては、それらをきちんと理解していただくまで説明する必要がある。

③ 査証審査

査証(ビザ)とは、外国人が所持しているパスポートは真正かつ有効であり、入国目的からみて日本への入国に問題はないことを在外公館が証明するもので、入国するための推薦文書といった性格を持つ。よって、査証自体は「上陸許可」を保障するものではなく、上陸のための一つの条件に過ぎない。上陸目的に合致する適正な査証を持っていても、空港における上陸審査の結果、他の上陸のための条件を満たしていないとして、上陸が許可されないこともある。上陸の許可を受けた外国人は、上陸許可時に入国審査官によって決定・付与される「在留資格」によって以後日本に滞在することが可能となる。



ビジネス街の中心地

シドニー総領事館では、年間約4,000件の査証を発給する。オーストラリア人は査証免除の対象となるため、商用、会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする90日以内の滞在であれば査証を必要としない。よって、査証申請者の大半は、オーストラリア人以外の査証免除の対象となっていない国籍者である。最も申請数が多い国籍は、オーストラリアの永住権を持つ中国人、インド人、インドネシア人、マレーシア人、タイ人などである。

おわりに

杉原千畝氏をご存じだろうか。ナチス・ドイツの迫害から逃れてきたユダヤ系難民に対して、当時の外務省の訓令に反し、独断で大量の日本への通過査証¹⁵⁾(後に「命のビザ」と称えられる)を発給した人物である。可能な限り発給し続けたその手書きの査証は、2,000通以上。その査証は受給者の家族にも有効だったため、助かったユダヤ人の数は6,000人にも上るとみられている。

昨年の12月、シドニーのユダヤ人コミュニティーによって、故杉原千畝氏を顕彰する特別式が行われた。同氏の曾孫に当たる方がシドニーを訪問していることを機会として執り行われたものである。この特別式には、自分の親、祖父母、さらには本人自身が杉原氏の「命のビザ」によって助けられた方も何人か参加されており、日本外交官杉原氏のお陰で今があることを涙ながらに語られていたそうである。

このようなレジェンド外交官には遠く及ばないが、在任期間中に心掛けたことは、在留邦人にとって接しやすい領事窓口を作ろう、そのために自分の下で嫌な顔一つせずひたむきに大量の仕事をこなしてくれる多くのスタッフの職場環境をいかに向上させようか、ただそのことに邁進した3年間だったと思う。

在留邦人だけでなくオーストラリア人の方からの「昔と違って総領事館は敷居が低くなった」「窓口での対応がとても親切」「人道的な対応に感謝する」といっ

たお褒めの言葉や感謝の言葉が純粹にうれしかったし、次への原動力となった。

シドニーを発つ前日に、この場では読まないでとスタッフ一同からの渡された寄せ書きが、共に苦勞した甲斐があったと思わせてくれた。

- 1) オーストラリア連邦東南部に位置する州。1770年英国人探検家ジェームス・クックが上陸。最初の英国入植地。
- 2) シドニー都市圏の人口は約484万人、オーストラリア最大の都市であり、南半球有数の金融都市である。
- 3) オーストラリア北部の都市ダーウィンと東京の距離。
- 4) 日本の最北端(択捉島)から最南端(沖ノ鳥島)までは約2,700km。日本の最東端(南鳥島)から最西端(与那国島)までは約3,100km(一般財団法人国土技術研究センターHP)よりも長い。
- 5) ロシア、カナダ、中国、米国、ブラジルに次いで世界第6位。日本の約20倍。
- 6) ABS (Australian Bureau of Statistics) 3101.0 – Australian Demographic Statistics, Sep 2014。
- 7) 外務省「海外在留邦人数調査統計(平成25年10月1日現在)」
- 8) 旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3カ月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられている。
- 9) 在留届を提出した在留邦人は、事件・事故が発生した際に在外公館からの安全情報をメールで受け取ることができる。
- 10) 個人的な社会への不満などをきっかけに、インターネットなどを通して社会的に知られている大がかりなテログループ過激思想に心酔し、単独若しくはごく少数でテロを計画したり発動したりすること。
- 11) 外務省が在外公館などを通じて実施する「海外進出日系企業実態調査」、毎年10月1日時点で海外に進出している日系企業について調査する。
- 12) 滞在期間が3カ月に満たない海外渡航者(旅行者や出張者など)を対象とした海外旅行者が旅行日程・連絡先等の渡航情報を登録することにより、渡航先国・地域の最新渡航情報や緊急事態発生時等のメール情報、安否確認等の連絡を受けられる情報登録システム。
- 13) 戸籍届出の当事者が外国人のものや、戸籍届出の身分行為があった場所、事実の発生した場所などが外国であるもの。
- 14) 国籍法第12条の規定、外国で生まれて二重国籍となった子供を対象とする制度で、子供が成長し自分で判断できる年齢に達するまで、国籍の選択を留保するというもの。国籍を選択する期限は、国籍法第14条により、重国籍になった時点で年齢によって、以下のように定められている(1985年1月1日以後に重国籍となった日本国民が対象)。
 - ・20歳になる前に重国籍となった人……………22歳までに選択
 - ・20歳に達してから重国籍となった人……………重国籍となった日から2年以内に選択
- 15) 日本を経由して第三国へ渡航する際に、乗り継ぎのために日本国内に立ち寄る場合に必要となる査証。